



1. 全中貿年末合同会議と合同懇親会の開催

全中貿は恒例の年末の合同会議兼懇親会を令和元年 12 月 11 日(水)、ホテル阪神にて開催しました。

参加企業は大阪連盟 34 社、兵庫連盟 12 社、横浜連盟 1 社、東京連盟 2 社、合計 49 社で、事務局長から全中貿主催モロッコ経済派遣団報告(令和元年 11 月 2 日～11 日)、全中貿大阪連盟主催、経済講演会報告(同 11 月 29 日)そして、TPP 11 の内容について解説を行いました。

また、会員同士のビジネスの振興に役立つ会員企業概況一覧を配布しました。



▲伊藤理事長のご挨拶



▲ 集合写真

合同懇親会



▲乾杯のご挨拶 小泉全中貿副理事長



▲中締めのご挨拶 鉄谷全中貿大阪連盟副理事長



▲会場の様子

令和元年12月5日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

有害物ばく露作業報告対象物(令和2年対象・令和3年報告)について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、厚生労働大臣が定める物等により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり令和2年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和3年1月1日から同年3月31日まで）の対象となる物が新たに定められました。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正により新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物及び対象物を含有する製剤その他の物(対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。)であること。

コード	物	含有量 (重量%)
250	モリブデン化合物(三酸化モリブデンに限る。)	0.1%未満

3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、令和2年1月1日から同年12月31日までの間に事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量(製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。)が500キログラム以上になったときは、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならない。

以上

- ☑ 税金の滞納に困っている
 - ☑ 金融機関にどう相談すればいいのかわからない
 - ☑ 売上がなかなか回復しない
 - ☑ 資金繰りの見通しがたてられない
 - ☑ 何かから手を打てばいいのかわからない
- その悩み…まずは、

中小企業再生支援協議会

へご相談ください！

公的
機関

相談
無料

秘密
厳守

専門家
常駐

窓口
相談

- 常駐の専門家が事業内容や財務状況をヒアリングします。
- 面談や提出資料（決算書等）の分析から課題や問題点を抽出し、適切なアドバイスなどを行います。

必要と判断した場合

再生計画
策定支援等

- 必要に応じて関係金融機関との調整を行います。
- 必要に応じて、専門家からなる個別支援チームを結成し、税金の滞納解消を含めた具体的な再生計画策定などを支援します。

私たちが全力で皆さまの経営をサポートします！

大阪国税局管内の中小企業再生支援協議会一覧

- 滋賀県中小企業再生支援協議会 077-511-1529 (大津商工会議所内)
- 京都府中小企業再生支援協議会 075-353-7330 (京都商工会議所内)
- 大阪府中小企業再生支援協議会 06-6944-5343 (大阪商工会議所内)
- 兵庫県中小企業再生支援協議会 078-303-5852 (神戸商工会議所内)
- 奈良県中小企業再生支援協議会 0742-26-6251 (奈良商工会議所内)
- 和歌山県中小企業再生支援協議会 073-402-7788 (和歌山商工会議所内)



少しでもお悩みがあればお気軽にご連絡ください

中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所

よろず
支援拠点

売上拡大
経営改善

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！
お気軽にご連絡ください。

- 1 売り上げ拡大のための解決策を提案します
▶▶▶ 「経営革新支援」
- 2 資金繰りや事業再生等に関する
経営改善のための経営相談に応じます
▶▶▶ 「経営改善支援」
- 3 地域の支援機関とのネットワークを活用して、
経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します
▶▶▶ 「ワンストップサービス」

大阪国税局管内のよろず支援拠点一覧

- 滋賀県よろず支援拠点 077-511-1425 (公財) 滋賀県産業支援プラザ内)
- 京都府よろず支援拠点 075-315-8660 (公財) 京都産業21内)
- 大阪府よろず支援拠点 06-6947-4375 (公財) 大阪産業局内)
- 兵庫県よろず支援拠点 078-977-9085 (公財) ひょうご産業活性化センター内)
- 奈良県よろず支援拠点 0742-81-3840 (公財) 奈良県地域産業振興センター内)
- 和歌山県よろず支援拠点 073-433-3100 (公財) わがやま産業振興財団内)

サービス業の方にも
使える支援措置を
拡充しました

「経営力向上計画」で 「稼ぐ力」を後押しします!

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると…

支援 1

税制優遇

取得設備の固定資産税が
半分に。さらに即時償却や
税額控除も利用できます。

支援 2

金融支援

低利融資や信用保証などの
支援措置により、
資金調達がスムーズに。

支援の流れについて詳しくは、裏面へ!

認定企業の事例

株式会社 三松(福岡県)



金属板の板金加工、機械装置組立を行う会社が、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し、今後成長が見込める医療・食品分野向けのクリーン設備導入等を通じ、生産性の向上を図る。(製造業)

コメント

中小企業等経営強化法に基づく支援策を受けて、成長分野への投資を加速することができます。経営力向上計画を一步一步実行していきます。生産性の向上を目指していきます。

和田酒造合資会社(山形県)



1797年の創業以来地元に通じた清酒の製造を行っている会社が、海外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。(清酒製造)

コメント

海外需要の取り込み、地元農産とコラボした海外への商品出荷のためには品質維持につながる機械投資が必要でした。私たちにとっては大きな投資でしたので、固定資産税の軽減措置を受けることができ、とても助かっています。

中小企業等経営強化法による支援の流れ

STEP 1

経営力向上計画を
策定

経営革新等支援機関
などがサポート

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら

経営強化法 | 検索



計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら

経営革新等支援機関 | 検索



STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。

STEP 3

取得設備について
固定資産税の軽減や、
即時償却又は税額控除

対象設備が拡大

金融支援

新たに取得した一定の設備について支援措置があります。

- 固定資産税の特例により、固定資産税が3年間2分の1になります。機械装置のほか、器具備品や建物附属設備等も対象になります。
- さらに、中小企業経営強化税制(法人税・所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。

対象設備: 平成31年3月31日までに導入した対象設備

利用できる方: 資本金1億円以下の法人、個人事業主など

要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など

中堅企業向け: 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。

STEP 4

経営力の強化を実現

お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



TEL:03-3501-1957

(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 企画課

詳しくはこちら

経営強化法 | 検索



▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。

全中貿事務局

TEL/ 06-6443-5810

E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jaita.jp